家庭問題情報誌
ふぁみりお
2023.6.25
第89号
編集・発行
公益社団法人　家庭問題情報センター
ＰＨＯＮＥ／03-3971-3741
えふぴっく
FPIC
Family Problems Information Center

《目　次》

令和家族考 89《親の離婚を経験する子どもの気持ち》1－3頁
アラカルト 89《ボストン在留邦人のメンタルヘルス ― サポートシステムの構築と活用 ―》4－5頁
海外トピックス 89《私にとってのオープンダイアローグとは ― 他者とともに変わっていく対話を求めて ―》6－7頁

◆令和家族考 89

親の離婚を経験する子どもの気持ち

東京国際大学人間社会学部教授　小田切紀子

親の離婚を経験する子どもの気持ちをどのように聴いたらよいか。これは、親や子どもの支援に携わる者だけでなく、子どもの心身の健康な発達に心を砕いておられるすべての親たちにとって、日々直面している大きな課題です。今号の令和家族考では、海外の子どもインタビューに関する調査、研究や実践、また筆者自身のご経験を踏まえて、子どもの気持ちに寄り添ったインタビューの在り方や関係者の研修の在り方などについて、FPICの会員でもある、東京国際大学人間社会学部教授の小田切紀子さんにご紹介いただきました。

現在、法制審議会家族法制部会でも議論されている、親や子どもに対する社会的支援の中核となる子どもの気持ちや意見を尊重、理解する具体的な方法を考える上で有益な示唆に富む論稿です。

1　子どもにとっての親の離婚

子どもにとって両親の離婚は、親と同様に人生の大きな出来事で、離婚が子どもに与える影響は長期にわたります。子どもは、親との穏やかな情緒的コミュニケーションによって心理的に安定し、毎日の生活や勉強などの活動に意欲的に取り組むことが可能になります。しかし、多くの場合、離婚を考える親は自分たちのことで精一杯で子どもに十分な配慮ができず、子どもは愛着対象の親の対立や時に夫婦間の暴力に曝されることになります。子どもは大人と異なり、家庭の外で気分転換したりストレスの発散ができません。本来であれば、子どもの気持ちを慰め、励ます存在である両親が子どもにストレスを与え、時に子どもの健全な発達にマイナスの影響を与えていることになります。

2　子どもの気持ち

離婚のプロセスにおいて、子どもの意思や気持ちを聴くことについて、海外で論争がありました。消極派の意見は、子どもに気持ちを聴くことは、「子どもを親の紛争に巻き込むことになる。加えて専門性の高いスキルが求められる」、であり、積極派の意見は、「子どもの意見表明権を尊重するべきで、子どもは主体的参加を望んでいる」、でした。昨今は、このような単純な賛否を超えて、子どもインタビューの意義や課題が論じられています。それらをまとめると、「子どもの気持ちや発言は状況や場面、相手との関係性によって変化すること」、「子どもに固定的な意思があることを想定して、それを聴くのではなく、その意思を形成していくプロセスに寄り添い、子どもと一緒に考えていく専門性が聞き手に求められること」、「一度表明した意見を固定的に捉えることにはリスクがあること」などです。また、私の経験から、子どもが自己表現をためらう、言えない理由として以下が考えられます。

・自分の考えが分からない、何を言いたいのか分からな

この冊子は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。

い。
・自己表現をした場合の結果や周囲の大人の反応を気にしすぎる。
・何かを表現していいと思っていない、そういう権利があると思っていない。
・大人に逆らってはいけない、こうするべきだという固定した考えや思い込みが自己表現を妨げている。
・自分の気持ちや考えを伝えるスキルが不足している。

3　海外の子どもインタビュー（子どもとの面談）の紹介

日本の司法領域における体系的な子どもインタビューの研修は、司法面接（仲、2016）がありますが、アメリカでは、それ以外に子どもの監護評定（child custody evaluation）の研修（24時間）があります。これは、AFCC（Association of Family and Conciliation Court：国際家庭裁判所／調停裁判所協会）による研修（AFCC、2006）で、内容は子どもと父母への面接の手続きや技法、心理検査、ドメスティック・バイオレンスや児童虐待の問題、養育計画の作成など多岐にわたります。研修修了後、一定の実務を行なった専門家（サイコロジスト、ソーシャルワーカーなど）が、地域の裁判所に登録され、裁判所が監護者指定の判断をするときに任命されます。監護評定者の役割と責務は、日本の家庭裁判所調査官のそれらと共通点が多いですが、相違点は、父母が監護評定者に報酬を支払うこと、裁判で調査の報告を求めらることがあることです。

また、日本の家庭裁判所の家事調停制度がない海外諸国では、裁判所が民間のメディエーションを推奨しています。例えば、オーストラリアでは、子ども関与型のメディエーションがあります。本稿では、このオーストラリアの研修とカナダの法務省のメディエーションに関する研究報告から、子どもインタビューの手続きや技法、課題を紹介します。

⑴ Child Beyond Dispute (McIntosh, et al, 2004: 2006:2007)

オーストラリアの子どもを関与させるメディエーションの研修「Child Beyond Dispute」（入門編18時間）は、意訳すると「子どもを紛争から守る」です。子どものメディエーションへの関与の仕方によって2つの方法があります。

・Child-focused mediation（子どもに焦点をあてたメディエーション）

メディエーターは、親の注意・関心を彼らの子どもたちに向けさせ、親の離婚時に子どもに大切なこと、両親の葛藤を緩和する必要性について教育的な助言をします。特に、両親が対立的関係のとき、子どもたちのニーズに両親の注意・関心が向けられるように積極的な働きかけをします。

・Child inclusive mediation（子ども参加型のメディエーション）

研修を受けた子どもの専門家が、早い段階で子どもに会い、子どもが一方の親との別離や両親の対立をどのように体験しているか、父母それぞれとの関係や養育計画についての希望を聞きます。その後、子どもの専門家は、メディエーションに参加し、両親に子どもの気持ちや考えを伝え、両親と子どもの体験の相違を取り上げ、子どもの気持ちや希望を考えて養育計画などについて合意できるように促します。

⑵カナダ法務省のメディエーションに関する研究報告（Birnbum, 2007:009）

カナダは、裁判所と専門家（児童心理学、児童精神医学、弁護士など）が子どもインタビューの意義について複数の研究と実践を行っており、その成果をまとめたのがこの報告書です。子どもの声を聴くことは、別居・離婚のプロセスにおいて重要であることが、学術的研究で実証されていますが、この報告書では、子どもインタビューをする長所と短所、今後の実証的研究の必要性を指摘しています。報告書から、メディエーションのプロセスに子どもを関与させるか否かについての見解を紹介します。前提条件として、子どもインタビューをする場合、メディエーターは、子どもに負担の少ない面談をするための専門的スキル、研修、知識が必要であることが強調されています。以下の状況においては、メディエーションの過程で、子どもインタビューをするべきであるとしています。

1 子どもは、特定の面会交流の実施方法を希望しているが、一方の親は同意していないとき。
2 子どもが、メディエーターと話したいと強く希望しているとき。
3 両親が、自分たちの紛争が子どもに与える悪影響について子どもの気持ちを聞く必要があるとき。
4 子どもが、自分たちの考えや希望をメディエーターに伝える能力があるとき（概ね6歳以上）。

以下の状況においては、メディエーションの過程で子どもインタビューをするべきではないとしています。

1 両親が、子どもに必要なことについて同意し、それを満たす養育計画を自分たちで作成することができるとき。
2 子どもたちが幼すぎて自分の希望を伝える能力がないとき（概ね3歳以下）。
3 子どもたちが自分たちの考えをメディエーターに伝えることについて、不平不満を言っているとき。
4 子どもたちがどちらかの親の言いなりになっているとき。

また、子どもインタビューをする場合に、考慮するべき要因として以下を挙げています。

1 子どもの年齢
2 子どもの認知発達、情緒発達
3 子どもがインタビューを受けるか否かの同意を得ること。
4 子どもの安全を最優先すること。
5 守秘義務の限界を説明すること、子どもたちの考え

について、親に何をフィードバックし、何をしないのかについて、丁寧に検討すること。

6 子どものインタビューについて必要な研修を受けた専門家を確保すること。

7 子もが気持ちや考えを言うことに影響や制限を与えるかもしれない文化・人種的多様性、言語、その他の問題に注意を払うこと。

8 子ども関与型のメディエーションやその他のADRについての研究や評価を継続して行い、子ども関与型メディエーションの効果を検討すること。

私が、海外で上記の子どもインタビューの研修を受け始めた頃は、海外の子どもたちは親の別居や離婚に対して自分の気持ちや考えをはっきり主張するのに対して、日本の子どもたちは心配や不安が前面に出てあまり話してくれないと思うことがありました。しかし、実践を通して、日本の子どもたちも、日本人と外国人の国際カップルの子どもたちも、怒りや言いたいことはあり、文化差や養育環境、教育というよりも聞き手である親や大人の態度や思い込みによるものが大きいことに気がつきました。私たち大人は、子どもたちが自分の感情に気づき、話そう、伝えようとしている気持ちを受け止められる存在になることが大切です。また、子どもの気持ちや思いは一つではなく、アンビバレントで複雑で、話す相手によっても、時間の経過によっても変わりますが、信頼できる誰かに自分の気持ちを話して自分の体験を意味付けすること、その意味付けを成長に従って修正していくことが、親の離婚を経験した子どもにとって大切です。

4　私の子どもインタビューの実践例

日本は、優れた、家庭裁判所の調査官調査があるので、私が子どもインタビューをする機会は限られます。ひとつは、調査官調査が行われていない状況（親の別居直後など）で子どもの意向を聴いてほしい、あるいは調査官調査の実施から相当な年月が経過しているので改めて子どもの意向を聴いてほしいと両親（又は双方の弁護士）から依頼された場合、二つ目は、私は国際家事ハーグ条約 ADRあっせん人として登録されているので、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（以下、ハーグ条約）のケースのメディエーションにおいて、子どもの専門家の立場を生かして、子どもに面談をする場合です。前者の場合は、アメリカでの監護評定者の研修に基づいて実施し、後者の場合は、オーストラリアの子ども関与型のメディエーション研修やカナダ法務省の研究報告に基づいて実施します。今回は、後者のメディエーションにおける子どもインタビューの実践例を報告します。

ハーグ条約のケースでは、一方の親が日本国外にいる場合、メディエーションはオンラインで行われます。しかし、子どもインタビューは、できる限り対面で行います。ＩＴ機器に慣れている子どもでも、初対面の大人に自分の気持ちや考えを画面越しに伝えるのは難しく、画面に集中できる時間も限られ、微妙な表情や姿勢や態度なども伝わりにくいこと、子どもの背後に同居親やその親族がいて、子どもの発言に影響を与えている可能性があり、子どものプライバシーを守ることが難しいからです。また、ハーグ条約のケースでは、子どもインタビューの両親の合意は得やすいですが、他方で両親の葛藤が高いため、子どもはその年齢に応じて親の対立を感じ取っており、紛争に巻き込まれて何も言えなかったり、自分の発言が親に与える影響を考えて気持ちを表現できないことがあります。

子どもインタビューの守秘義務の扱いも容易ではありません。私は面談の最後に、子どもが話してくれたことを親に伝えていいかを確認しますが、子どもから「〇〇は、ママ（パパ）に言わないで」と言われることがあります。そのような場合は、子どもの気持ちを尊重しつつ、「もしママ（パパ）が〇〇を知ったら、どうなると思うのかな」と尋ね、インタビューでは語られなかった子どもの不安や心配を聴き、解消を試みますが、親への開示は決して無理強いしません。子どもが、私に話してよかったと感じてくれることを常に心がけています。しかし、私が子どもの気持ちをメディエーションで親に伝えても、それが一方の親に受け入れられないことがあります。よくある例としては、別居親が子どもの言ったことに納得できず、それは同居親の影響だと主張する場合です。子どもの意思や考えが同居親の影響を受けているか否かについては多くの議論があり、個別の対応が必要で、子どもは同居親の送迎で私のインタビューに参加するので、そのような細かいことも考慮に入れる必要があります。

子どもの声が親に伝達され、親が子どもの置かれた状況や子どもの気持ち、子どもから見た離婚や親の関係について「気づき」を得て、これまでとは異なる視点から、子どもの利益について話し合いができるようになれば、子どもインタビューを実施した意義はとても大きいです。

今後も海外での子どもインタビューの研修や研究報告をもとに、子どもの気持ちに寄り添ったインタビューの手法を紹介し、実践していきたいと思います。

引用文献

Association of Family and Conciliation Court. (2006). Model Standard of Practice for Child Custody Evaluation.

Birnbaum, Rachel. (2007) Listening to youths about their needs and preferences for information relating to parental separation and divorce. Family, Children and Youth Section, Department of Justice, Canada.

Birnbaum, Rachel. (2009) The Voice of the Child in Separation/Divorce Mediation and Other Alternative Dispute Resolution Processes: A Literature Review. Family, Children and Youth Section Department of Justice Canada.

McIntosh,J.E., Long, C.M. and Moloney, L. (2004). Child-focused and child-inclusive mediation: A comparative study of outcomes. Journal of Family Studies, 10(1), 87-95.

McIntosh, J. E. and Long, C. M. (2006). Children beyond dispute: A prospective study of outcomes from child focused and child inclusive post-separation family dispute resolution, Final Report. Canberra: Australian Government Attorney General's Department. Can be accessed online at: www.ag.gov.au/www/agd/agd.nsf/Page/Publications_ChildrenBeyond Dispute-October 2006.

McIntosh, J.E., Wells, Y.D. and Long, C.M. (2007). Child-focused and child-inclusive family law dispute resolution: One year findings from a prospective study of outcomes. Journal of Family Studies, 13(1), 8-25.

仲真紀子　(2016)　子どもへの司法面接―考え方・進め方とトレーニング. 有斐閣

アラカルト 89

ボストン在留邦人のメンタルヘルス

― サポートシステムの構築と活用 ―

家族療法士　井手　久美子（米国ボストン市在住）

多様化する国際社会の中、国をまたぐ夫婦や親子の関係を真剣に考えなくてはならない状況にあります。本稿では、アメリカで在外邦人のカウンセリングを長期にわたり担当しておられる元家裁調査官の井手さんに、海外移住における出産や育児、パートナーの家族との交流、パートナーからのDV等、ストレスや鬱の原因となる重層的な背景について事例を通して分かりやすくご紹介いただきました。文化葛藤の圧力を乗り切るための早期支援のシステム構築や、支援システムを積極的に活用することの重要性は、在外邦人のメンタルヘルスの支援にとどまらない普遍性を持った問題と思われます。

私は、家庭裁判所調査官を経てアメリカで家族療法を学び、以後25年以上家族療法士としてボストンで働いてきました。私が働き始めた90年代はボストンに日本語を話すメンタルヘルス関係者は皆無に近かったのです。現在はかなりの数の日本人あるいは日本語を話せるセラピストと数名の精神科医がいます。また、2010年には日本人対象の24時間ホットラインも開設されました、それでもボストン及び近郊の在留邦人のメンタルヘルスをカバーするには足りません。特にコロナ発生後、カウンセリングの必要度は急激に高まりました。

ボストン近郊にはハーバード、マサチュウセッツ工科大学など世界的に有名な大学をはじめ多数の大学があります。それに伴い、在留邦人も留学生、大学・病院関係者など学歴の高い短期滞在の人が多いのが特徴です。一方、国際結婚や就職で長期滞在する人も増えています。また、子どもが独立しパートナーが亡くなった後、一人暮らしをしている高齢者数も増えています。

邦人在住者はマサチュウセッツ州内で14,309人が登録されていますが（2018年ボストン領事館在留届ベース）、登録されていない学生、過去数年の邦人企業の参入などを鑑みると2023年現在ボストン周辺の在留邦人数はその数を上回っていると推定されます。現在土曜日午前中のみの日本人学校がありますが、生徒数は幼稚園から高校2年生までで780人（2023年1月現在）です。

医療機関の集まっている地域で日本人が多く住むブルックラインという市には英語を第二言語とする児童向けのクラスがあり、一時は100人以上の日本人児童が在籍していました。現在も日本人が多く住んでいます。最近の大手企業の参入に伴いブルックライン以外の郊外の町で外国人居住者の少ない地域に転居する家族が増えていますが、外国人の受け入れが整っていないため子どもも親も適応障害を起こすケースが増えています。

90年代以降私が関わってきた在留邦人に多いのは、文化や言語の違いによる適応障害、もともと不安症や鬱の既往症があった方が海外生活をすることで悪化するケース、産前産後鬱です。前記した通り、大学、病院などに留学、研究のために来ている方が多いので、必然的に20代から30代、結婚してすぐに来られこちらで妊娠されるか、あるいは小さいお子さんを抱えて転居されてきた方が多い、ということが産前後鬱のケースが多い理由かと思います。また、研究所や職場、あるいは学校で適応障害を呈したパートナーや子どものことでストレスを抱えた方の相談も多いです。以前に妻が重度の鬱状態になり、困り果てた夫と6か月セラピーを続けることでお二人とも鬱から脱したケースがありました。

最近では国際結婚された方の高齢化に伴う問題も増えています。今まで英語に支障のなかった方でも、認知症が進むにつれ日本語しか話さなくなって、困惑した家族が相談してくるケースなどが増えています。

国際結婚の数も増えており、ボストン日本語学校の幼稚部は現在過半数をバイレイシャル（Biracial、二つの人種的ルーツを持つ）の児童が占めています。日本が2014年4月1日にハーグ条約に加盟したことで、離婚後に子どもを国外に連れ出すことが難しくなり、シングルマザーで、身寄りもないところで仕事と子育てを両立せざるを得ないという厳しい状況に置かれている家族も多くなりました。DV被害者の場合は、ビザの問題や経済状況のために別居あるいは離婚したくてもできずにいる方が多くいると推察しますが、実際は警察が介入したり、学校や病院からの通告があったりするま

で私たちが関われないケースが多いのが現状です。JBライン（ボストン近郊を中心に在留邦人のための24時間ホットラインを提供している非営利団体）へのハーグ条約に関連した家族問題の相談件数は2014年から2022年の9月まで238件でした。

ここでは、国際結婚でのDVのケースで産後鬱もあったと思われるケースをご紹介します。（事例は個人情報保護の観点から加工修正してあります。）

（事例） Aさん、30代女性

Aさんは中流家庭の長女として生まれました。Aさんには年の少し離れた妹さんがいます。Aさんの話ではお母さんが厳しく、体罰もあったそうです。大学卒業後、働いていた店に来ていたアメリカ人の前夫と知り合い、付き合い始めました。彼女は、当時の彼のことを「日本語を片言で話す姿がかわいかった。」と話しています。

国際結婚では、どちらかのテリトリーからもう一方のテリトリーに移った時にその関係が変わります。いわば、「他人の土俵で相撲を取る」という状況です。Aさんの場合も日本にいた間は彼女が世話する側で、彼が彼女に依存するということでバランスを保っていました。2年ほどの交際を経て、彼がアメリカ国内に仕事を得たのを機に、二人でアメリカのある大都市に引っ越しました。その時点では、Aさんは英語学校に通い、日本人の友人を作り、貯金した彼女自身のお金もあったことで、二人の関係が著しく変わったとは彼女は認識していませんでした。

結婚して彼の仕事の関係でボストンに転居。ほぼ同時に妊娠しましたが、Aさんの両親は仕事をしていたので来れず、義母が時々手伝いにきていました。Aさんは、つわりがひどかったのですが、義母には「例えば鶏肉が駄目と言うとあえてそれを作るなどひどく意地悪をされた。」と言っていました。それを彼に言っても、「お母さんはわざわざ手伝いにきているのになんでそんなことを言う。お前がおかしい。」と逆に叱られたそうです。祭日などはすべて彼の親戚の集まりに参加。Aさんは疎外感を感じていました。

ボストンには日本人の知人もいず、彼は出張がち。家で子どもと二人でいることが多く、不安で寂しかったそうです。彼は「友人を作れ」と言って自分の友人の妻を紹介したりしましたが、英語に自信がなく、なかなかアメリカ人と打ち解けられなかったと話していました。家計はすべて彼が管理し、毎週決まった額を渡されました。それ以外の支出はクレジットカードを使えたのですが、後で詳細を問われたそうです。

病院の予約や家の修理などすべて彼に依存していました。Aさんが自分でしようとしても、「お前ではらちがあかない。」などと一蹴されました。子どもに必要な物について意見を言っても、英語で言い負かされ、すべて彼の意見を通されました。

夫婦間で議論が多くなった頃、Aさんは英語で突き詰められると感情的になって泣き叫んでしまい、どちらかが警察に通報する、あるいはAさんが病院の救急室に駆け込む、ということが多くなりました。議論が白熱して、つばを顔に吐かれたり、押さえつけられたりしましたが、警察官が来ると、彼が冷静に「妻は幼少期の虐待で精神障害があり、それで泣き叫んでいた。」と説明して、警察官はその説明に納得してしまい、彼が検挙されたことはありません。病院ではAさんが英語で上手に説明ができなかったことと、落ち着くとやはり子どものことや今後の生活を考えてDVを訴える事はできずに家に帰っていました。

その頃から私が関わり、DV被害者のサポート団体や弁護士を紹介しました。Aさんはサポートグループに参加したり、市や警察内のDV専門のソーシャルーワーカーと話したりするなど、サポートシステムを構築していくうちに自分に自信を持ち始め、離婚をして現在は平穏に子ども二人と暮らしています。ただし、今でも日本に子どもと里帰りする度に前夫と言い争いになりがちです。

このケースのように、慣れない土地で身寄りも友人もいない環境で妊娠するだけでも精神的にかなり負担がかかってしまう上に、夫婦の関係が不安定で、夫のサポートも得られない場合は、女性の精神衛生に悪影響があって当然です。また、もともと鬱や不安症があった方は、やはり海外で妊娠、出産、育児を経験すると、よほどしっかりしたサポートシステムがないと精神的負担が大きく、鬱や不安症が再発します。2020年3月のコロナ発生以降、孤立してしまった日本人家族の精神的負担は想像以上でした。それ以降、日本人でもセラピーを希望する方が急速に増えています。鬱や不安症など個人の相談もですが、夫婦、家族療法を希望する方も以前より増えています。

このように、海外移住というのは英語にかなり自信のあった方でも日本で想像していた以上に精神的な負担がある、ということを認識し、海外でサポートシステムを早期に築くこと、そのためにカウンセリングや社会福祉団体などの援助を躊躇せず積極的に利用することをお勧めします。

海外トピックス 89

私にとってのオープンダイアローグとは

― 他者とともに変わっていく対話を求めて ―

埼玉県立大学保健医療福祉学部教授　市村彰英

「開かれた対話」と訳される「オープンダイアローグ」は、1980年代のフィンランドにおいてファミリーセラピストや精神科医などによって開発、実践されてきた精神療法であり、統合失調症、うつ病、引きこもりだけでなく非行、児童虐待、DV、発達障害などの領域にも応用され大きな成果を上げているといわれています。今回は、10年間にわたって、児童虐待により子どもと引き離された父親のグループに対するオープンダイアローグを実践してこられた、FPICの会員でもある埼玉県立大学の市村彰英さんに、その概要を紹介していただきます。筆者は、「『対話』とは『向かい合って話し合う』ことではなく、他者と共に『自分が変わっていく』こと」であると指摘します。家族間の葛藤や離婚を巡る夫婦や親子に対する相談、支援に携わっている皆さんにとって大変有効で貴重な情報となると思われます。

1　はじめに

私は、2003年に家庭裁判所調査官から大学教員に移り、家族臨床、非行臨床、コミュニケーションをテーマにしてきました。2004年から、児童相談所から委嘱され、わが子を虐待した父親のグループのファシリテーターをするようになり、20年が経過します。

2　オープンダイアローグとの出会い

グループを始めて10年目に、You Tubeでフィンランドの臨床心理士ダニエル・マックラ（Daniel Macker）が監督、作成した精神病治療への代替アプローチである「オープンダイアローグ」（日本語サブタイトル「開かれた対話」）と出会いました。それは非常に興味深く刺激的なドキュメンタリー映像でした。[注1]

3　ケロプダス病院の取組と成果

従来から興奮状態の急性期の統合失調症の患者さんを何とか鎮静させ強制入院させる方法として神経弛緩剤を投与する方法は時と場合によって必要とされてきました。しかし、北欧フィンランド最北部、西ラップランド地方の小さな街トルニオのケロプダス病院（精神科）では、薬物による措置の前にまずは開かれた対話を用い、その事態に対処する方法を試み、その有効性を実証しました。これは、臨床心理士ヤーコ・セイックラ（Jaakko Seikkula）と、当時病院長であった精神科医ビルギッタ・アラカレ（Birgitta Alakare）が中心となり、コメディカルスタッフたちとの熱心な取組の結果です。1992～97年の間にケロプダス病院に相談した75名（精神病状を有するとされた人たち）への調査が行われましたが、彼らの8割は精神病状の残存がなく、学業やフルタイムの仕事に復帰しました。抗精神病薬を内服したことのある人は24%で、そのうち内服を継続する人は20%でした。この調査はその後も続けられ、2015年までの調査でも同等の結果が報告されています。[注2]

4　オープンダイアローグの2大原則

1984年8月27日、ケロプダス病院では対話主義が宣言され、最初に2つのことが決められました。「その人のいないところでその人の話をしない」と、「1対1で話さない」です。その取組は後に「オープンダイアローグ」（開かれた対話）と呼ばれるようになりました。そしてこの2つの決定は、「オープンダイアローグの土台」として今も大切にされています。

5　車座になって語り合う対話を繰り返すだけ

幻聴や妄想により興奮状態の方の家族から相談の電話が入ると、2名以上の複数のスタッフが24時間以内に家庭訪問し、家族と車座になって本人のそばで対話を始めます。スタッフは、家族たちと本人の症状の話、家族の苦労話、あるいはそれらとは全く関係のない単なる世間話でもいいのですが、本人が見聞きできるところで、開かれた対話を始めます。すると徐々に本人が落ち着き始めます。

強制入院かと思われるケースも、家庭訪問でこの対話を繰り返して落ち着いていくケースが7割くらいを占めているとのことです。落ち着けないケースには連日関わり、さらに激しい興奮状態が続く場合には、やむを得ず神経弛緩剤を投与するケースもあるようです。

6　オープンダイアローグの7原則

前記の大原則の他にオープンダイアローグの7原則があります。

1) Immediate Help（即時に助ける）：相談の連絡を受けて24時間以内に対応する。
2) Social Network Perspective（本人のネットワークにある人たちを招く）
3) Flexibility and Mobility（柔軟かつ機動的に）
4) Responsibility（責任 /責務）：スタッフはしっかりとリフレクティングする。
5) Psychological Continuity（心理学的な連続性）：担当者を理由なく変更しない。

6) Tolerance of Uncertainty（不確実な中に一緒に居続ける）：一緒に考える。
7) Dialogism（対話主義）：目的のために対話をするのではなく対話こそが目的

7　オープンダイアローグが用いられる領域の拡大

オープンダイアローグの関わり方は世界各国でも注目されています。最近ではこの考え方は、統合失調症や精神科医療の領域だけではなく、ひきこもり、非行、犯罪、児童虐待、高齢者虐待、DVなどの領域にも応用され、さまざまな効果を示しています。

8　筆者が行うお父さんグループについて

1）　グループの構成

虐待により親子分離されたお父さんたちが参加します。担当者と当事者間の対立関係が払拭できず、一進一退の状態であるため、担当者から勧められてグループに参加されます。児童相談所の会議室のラウンドテーブルで月2回土曜日に行います。

2）　構成メンバーと進め方

ファシリテーターは2人。外部スタッフとして私（臨床心理士）と精神科医です。窓口となる内部スタッフが1人います。毎回のセッションは、オープニングとしては、新メンバーがいるときには従来のメンバーから順番に自己紹介をします。新メンバーがいないときは、順番に近況を話します。そうしながらメンバーが互いに波長を合わせていきます。

3）　グループの特徴

初回から長年いるメンバーまで様々なお父さんたちで構成されています。大体は2年間くらいで家族再統合し終了していきますが、数年間参加しているメンバーもいます。このため初回参加者はこれから先のイメージを展望することができます。

3か月くらいごとに新メンバーが入り、従来のメンバーから自己紹介をするのですが、その内容が回数を重ねるごとに変わっていきます。徐々に自分の行為に向き合えるようになり、どのように子どもと向き合えばよいかを主体的に考えられるようになっていきます。

最初は半信半疑で参加していたお父さんたちが、このグループが居場所的な支えとなり、自主的に参加する姿勢に変化していく傾向があります。その影響で担当者との対立関係は協働関係に変わっていきます。

4）　グループワークにおいて配慮していること

・一人ひとりを特別な存在と尊重し、話す機会を公平にします。参加者にとって優劣のない「水平な関係性」を守ります。そのためにはスタッフたちのことも先生とは言わず、お互いを「〇〇さん」と名前で呼びます。
・最後の20～30分くらいで、リフレクティング（後記）を行い、それに関するメンバーの感想を聞き、クロージング（終了）となります。
・ポリフォニーを意識します。ポリフォニーとは、その場にいる複数の人の声がそれぞれに響くことです。ひとりの声によって物語が進む（モノフォニー）のではない状態のことです。それぞれの声が対等に独立して存在し、その声に互いに影響を受けながら、対話が進むことです。ジャズセッションにも例えられます。
・他者との対話（outer talk）と自分との対話（inner talk）

話す人は話す（outer talk）、聞く人は聞くというように、話すことと聞くことを丁寧に分けます。このやり取りを一緒に見たり聞いたりしている人たちは自分と対話（inner talk）をし、考えを深め、聞く人に話します。このやり取りを繰り返しながらお互いの考えが共有できるようになっていきます。聞く人が他のスタッフやメンバーたちに移ることもあります。

5）リフレクティング（映しこむ）とは

・メンバーたちの前で、スタッフだけで体を向かい合わせます。これによって、メンバーとスタッフが分かれることになります。
・スタッフたちは、メンバーたちが話していたことをどう聞いていたのか、どう感じたか、何を思ったのかを話します。
・メンバーたちは、スタッフたちが話していることを観察することになります。スタッフたちの声を聞きながら、メンバーたちはさまざまなことを思うでしょう。
・スタッフたちが話し終えたあと、ふたたびメンバーたちとスタッフたちは輪になります。ここでメンバーたちは、自分自身の思ったことや感じたことを話し、クロージングとなります。

6）ケースカンファレンスもオープンダイアローグで

スタッフメンバーはケースの必要な節目で、メンバー本人と家族や関係者を交えたカンファレンスを開きます。ケース担当者や施設職員、地域の支援者などケース関係者が一堂に会します。ここでもスタッフメンバーが上記のプロセスでオープンダイアローグを行います。

9　おわりに

オープンダイアローグの実践を通して、対話は「向かい合って話し合う」ことではなく、他者と共に「自分が変わっていく」ことだと実感しています。

オープンダイアローグは目的のために対話をするのではなく、「対話することが目的」なのです。今後この考え方が多くの人に認識され、専門家たちだけで行われているケースカンファレンスに当事者本人や家族や関係者が一緒に参加できるように工夫したいと考えています。

注1 https://www.youtube.com/watch?v=_i5GmtdHKTM
注2 Five-year experience of first-episode nonaffective psychosis in open-dialogue approach : Treatment principles , follow up outcomes , And two case studies . Psychotherapy Research. March 2006,16(2) : 214-228

参考文献

1) オープンダイアローグ私たちはこうしている　森川すいめい　医学書院　2021
2)「開かれた対話」と「人薬」 斎藤環　金剛出版　家族療法研究 32 (2) 2015
3) 生きることとしてのダイアローグ　桑野隆　岩波書店　2021

宝くじは、みんなの暮らしに役立っています。

移動採血車

全国各地で運行している
献血バスを寄贈

ベンチ

全国の公園緑地等に
ベンチを設置

フラワープランター

観光地の環境美化活動の
推進を目的として寄贈

宝くじ桜

日本全国に
さくら若木を寄贈

車いす

博物館利用者のために
車いす等を寄贈

一輪車

体力つくり実践校等に
一輪車を寄贈

バス停留所施設

バス停上屋と
風防施設を設置

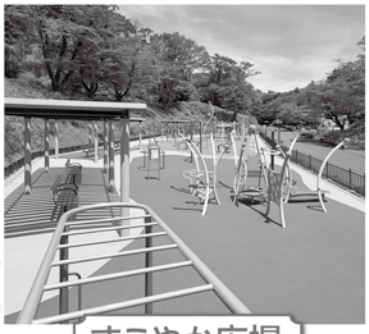

すこやか広場

こどもの国（神奈川県）に
健康器具や遊具を設置

検診車

胃部・胸部X線撮影車
として寄贈

宝くじは、少子高齢化対策、災害対策、公園整備、
教育及び社会福祉施設の建設改修などに使われています。

あなたに夢を。街に元気を。
クーちゃん 宝くじ

一般財団法人日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や
公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。

一般財団法人
日本宝くじ協会
https://jla-takarakuji.or.jp/

FPIC
公益社団法人 家庭問題情報センター
〒一七一－〇〇二一 東京都豊島区西池袋二－二九－一九池袋KTビル10階 電話〇三－三九七一－三七四一 ファックス〇三－三九七一－八五九二
「ふぁみりお」のバックナンバーは、FPICのホームページに掲載されています。ご自由にダウンロードできます。